

郵送による転出届の方法について

この用紙の太枠を記入し、引越し前の区役所戸籍課へ郵送してください。

郵送による転出届(転入届の特例用)

※転出される方の中にマイナンバーカード・住民基本台帳カードを保有している方がいる場合のみ
(届出先)

横浜市 区長

届出年月日 (記入した日)	年 月 日	届出人氏名 ※署名してください	
転出予定年月日 又は転出年月日	年 月 日	連絡先 ※日中連絡の取れる連絡先を必ず記載してください	()
		届出人の住所 (※代理人による 届出の場合のみ)	

これからの住所

いままでの住所

横浜市 区

※ 転出する 方全員の 名前を 記載して ください。	ふりがな		生年月日
	No.	氏	
1			大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日
2			大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日
3			大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日
4			大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日
5			大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日

(注意)

- 同一世帯員で同時に転出される方の中でマイナンバーカード・住民基本台帳カードの交付を受けている方がいる場合のみ、この転出届を提出することができます。なお、マイナンバーカード・住民基本台帳カードが失効又は一時停止となっている場合は、受付できません。
- 転入届の特例による転入届(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用する転入届)は、転出予定年月日から30日を経過した日又は転入日から14日を経過した日のいずれかの早い日以後は受付できませんので、その場合は必ず転出証明書の交付を受けてください。
- 代理人による届出の場合は、委任状も同封してください。
- 転入届の特例による転入届(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用する転入届)の手続の際は、マイナンバーカード・住民基本台帳カードの提示が必要ですので、これらのカードはこの転出届に同封しないでください。
- この手続以外に、国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当などの手続が必要な場合があります。あらかじめご確認ください。

送付先一覧

郵便番号	送付先	あて先
〒225-0024	青葉区市ヶ尾町 31番地4	青葉区役所 戸籍課
〒241-0022	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	旭区役所 戸籍課
〒245-0024	泉区和泉中央北五丁目1番1号	泉区役所 戸籍課
〒235-0016	磯子区磯子三丁目5番1号	磯子区役所 戸籍課
〒221-0824	神奈川区広台太田町3番地8	神奈川区役所 戸籍課
〒236-0021	金沢区泥亀二丁目9番1号	金沢区役所 戸籍課
〒233-0003	港南区港南四丁目2番10号	港南区役所 戸籍課
〒222-0032	港北区大豆戸町26番地1	港北区役所 戸籍課
〒247-0005	栄区桂町303番地19	栄区役所 戸籍課
〒246-0021	瀬谷区二ツ橋町190番地	瀬谷区役所 戸籍課
〒224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	都筑区役所 戸籍課
〒230-0051	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	鶴見区役所 戸籍課
〒244-0003	戸塚区戸塚町16番地17	戸塚区役所 戸籍課
〒231-0021	中区日本大通35番地	中区役所 戸籍課
〒220-0051	西区中央一丁目5番10号	西区役所 戸籍課
〒240-0001	保土ヶ谷区川辺町2番地9	保土ヶ谷区役所 戸籍課
〒226-0013	緑区寺山町118番地	緑区役所 戸籍課
〒232-0024	南区浦舟町2丁目33番地	南区役所 戸籍課